

# 参 考 资 料

# 社会保障の給付と負担の見通し（平成14年5月）

[基礎年金の国庫負担割合が1 / 3の場合]

	2002年度(予算ベース) (平成14)		2005年度 (平成17)		2010年度 (平成22)		2025年度 (平成37)	
	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %
社会保障給付費	82	22 1/2	91	24	110	26 1/2	176	31 1/2
年金	44	12	(100) 48	(23 ) 13	(127) 57	(26 ) 14	(207) 84	(31 1/2) 15
医療	26	7	(53) 28	(12 ) 7 1/2	(67) 35	(13 1/2) 8 1/2	(99) 60	(15 ) 11
福祉等	12	3 1/2	(32) 14	(7 1/2) 3 1/2	(40) 17	(8 ) 4	(71) 32	(11 ) 5 1/2
うち介護	5	1	(16) 6	(3 1/2) 1 1/2	(21) 8	(4 1/2) 2	(36) 20	(5 1/2) 3 1/2
			(7) (1 1/2)		(10) (2 )		(21) (3 )	
社会保障に係る負担	82	22 1/2	86	23	103	25	182	32 1/2
			(99)	(23 )	(122)	(25 )	(204)	(31 )
保険料負担	58	16	59	15 1/2	70	17	124	22
			(69)	(16 )	(85)	(17 1/2)	(142)	(21 1/2)
公費負担	24	6 1/2	27	7	33	8	58	10 1/2
			(29)	(7 )	(37)	(7 1/2)	(62)	(9 1/2)
国民所得	365	-	376	-	414	-	557	-
			(433)	-	(490)	-	(660)	-

注：1. 括弧内は平成12年10月推計による推計値である。

2. 仮に、社会保障以外の支出に係る公費負担の対国民所得比が近年の水準（2割程度）で変化しないものとするれば、本推計においては、2025年度の国民負担率（国及び地方の財政赤字を含めない場合）は約52 1/2%程度となる。

なお、潜在的国民負担である国及び地方の財政赤字は、平成14年度（予算ベース）対国民所得比で約8.6%となっている。

[平成16年から基礎年金の国庫負担割合を1 / 2とした場合]

	2002年度(予算ベース) (平成14)		2005年度 (平成17)		2010年度 (平成22)		2025年度 (平成37)	
	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %	兆円	対NI %
社会保障給付費	82	22 1/2	91	24	110	26 1/2	176	31 1/2
年金	44	12	(101) 48	(23 ) 13	(128) 58	(26 ) 14	(207) 84	(31 1/2) 15
医療	26	7	(53) 28	(12 ) 7 1/2	(67) 35	(13 1/2) 8 1/2	(100) 60	(15 ) 11
福祉等	12	3 1/2	(32) 14	(7 1/2) 3 1/2	(40) 17	(8 ) 4	(71) 32	(11 ) 5 1/2
うち介護	5	1	(16) 6	(3 1/2) 1 1/2	(21) 8	(4 1/2) 2	(36) 20	(5 1/2) 3 1/2
社会保障に係る負担	82	22 1/2	(7) 87	(1 1/2) 23	(10) 104	(2 ) 25	(21) 180	(3 ) 32 1/2
保険料負担	58	16	(99) 57	(23 ) 15	(123) 67	(25 ) 16	(203) 116	(31 ) 21
公費負担	24	6 1/2	(67) 30	(15 1/2) 8	(82) 37	(16 1/2) 9	(134) 64	(20 1/2) 11 1/2
国民所得	365	-	(32) 376	(7 1/2) -	(41) 414	(8 1/2) -	(69) 557	(10 1/2) -
			(433)	-	(490)	-	(660)	-

注: 1. 括弧内は平成12年10月推計による推計値である。

2. 仮に、社会保障以外の支出に係る公費負担の対国民所得比が近年の水準(2割程度)で変化しないものとするれば、本推計においては、2025年度の国民負担率(国及び地方の財政赤字を含めない場合)は約52 1/2%程度となる。

なお、潜在的国民負担である国及び地方の財政赤字は、平成14年度(予算ベース)対国民所得比で約8.6%となっている。

[推計の前提]

	平成12年10月推計の前提	今回推計
(1) 経済前提	名目賃金上昇率 年率 2.5% 物価上昇率 年率 1.5% 運用利回り 年率 4.0% 名目国民所得の伸び率 2010年度まで 年率 2.5% 2011年度以降 年率 2.0%	2007年度までについて、 名目賃金上昇率 年率 1.0% 物価上昇率 年率 0.0% 運用利回り 年率 2.5% 名目国民所得の伸び率 年率 1.0% に修正。
(2) 人口推計	国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」 (平成9年1月推計)の中位推計による。	国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」 (平成14年1月推計)の中位推計による。
(3) 年金	平成11年財政再計算に基づき推計(現行制度)。	平成11年財政再計算に上記の経済前提及び平成14年1月 将来推計人口の影響を織り込んだ推計(現行制度)。
(4) 医療	平成10年度実績を足下とし、最近の1人当たり医療費の 伸び(3%程度 平成2～11年度実績平均)を前提に、人口 変動(人口高齢化及び人口増減)の影響を考慮して医療 費を伸ばして推計(改正前)。	平成14年度予算を足下とし、最近の1人当たり医療費の 伸び(一般医療費2.1%、老人医療費3.2% 平成7～11年度 実績平均)を前提に、人口変動(人口高齢化及び人口増 減)及び今般の医療制度改革の影響を考慮して医療費を 伸ばして推計。
(5) 福祉等		
a. 介護	各市町村における介護保険事業計画及び平成12年度予 算に基づき、賃金上昇率(年率2.5%)を勘案して推計。	平成14年度予算及び最近の認定者の状況を足下とし、 サービス利用状況、最近の経済状況、賃金上昇率及び 人口変動(人口高齢化及び人口増減)の影響を考慮して 推計。
b. 介護以外	人口や経済の伸び率を勘案して推計。	人口や経済の伸び率を勘案して推計。

## 2025年時点での給付と負担(年金)

～「年金改革の骨格に関する方向性と論点」の影響を反映～

&lt; 基礎年金国庫負担割合1 / 3 &gt;

	14年5月推計	「方向性と論点」	
		給付水準維持方式	保険料固定方式
〔 社会保障給付費 〕	176兆円 (31 1/2)		
年金	84兆円 (15)	81兆円 (14 1/2)	76兆円 (14)
〔 社会保障負担 〕	182兆円 (32 1/2)		
うち 保険料	124兆円 (22)		
公費	58兆円 (10 1/2)		
年金	90兆円 (16)	80兆円 (14 1/2)	74兆円 (13 1/2)
うち 保険料	77兆円 (14)	68兆円 (12 1/2)	62兆円 (11)
公費	13兆円 (2 1/2)	12兆円 (2)	12兆円 (2)

&lt; 基礎年金国庫負担割合1 / 2 &gt;

	14年5月推計	「方向性と論点」	
		給付水準維持方式	保険料固定方式
〔 176兆円 〕	(31 1/2)		
年金	84兆円 (15)	81兆円 (14 1/2)	77兆円 (14)
〔 180兆円 〕	(32 1/2)		
うち 保険料	116兆円 (21)		
公費	64兆円 (11 1/2)		
年金	88兆円 (16)	82兆円 (15)	77兆円 (14)
うち 保険料	70兆円 (12 1/2)	64兆円 (11 1/2)	61兆円 (11)
公費	19兆円 (3 1/2)	18兆円 (3)	17兆円 (3)

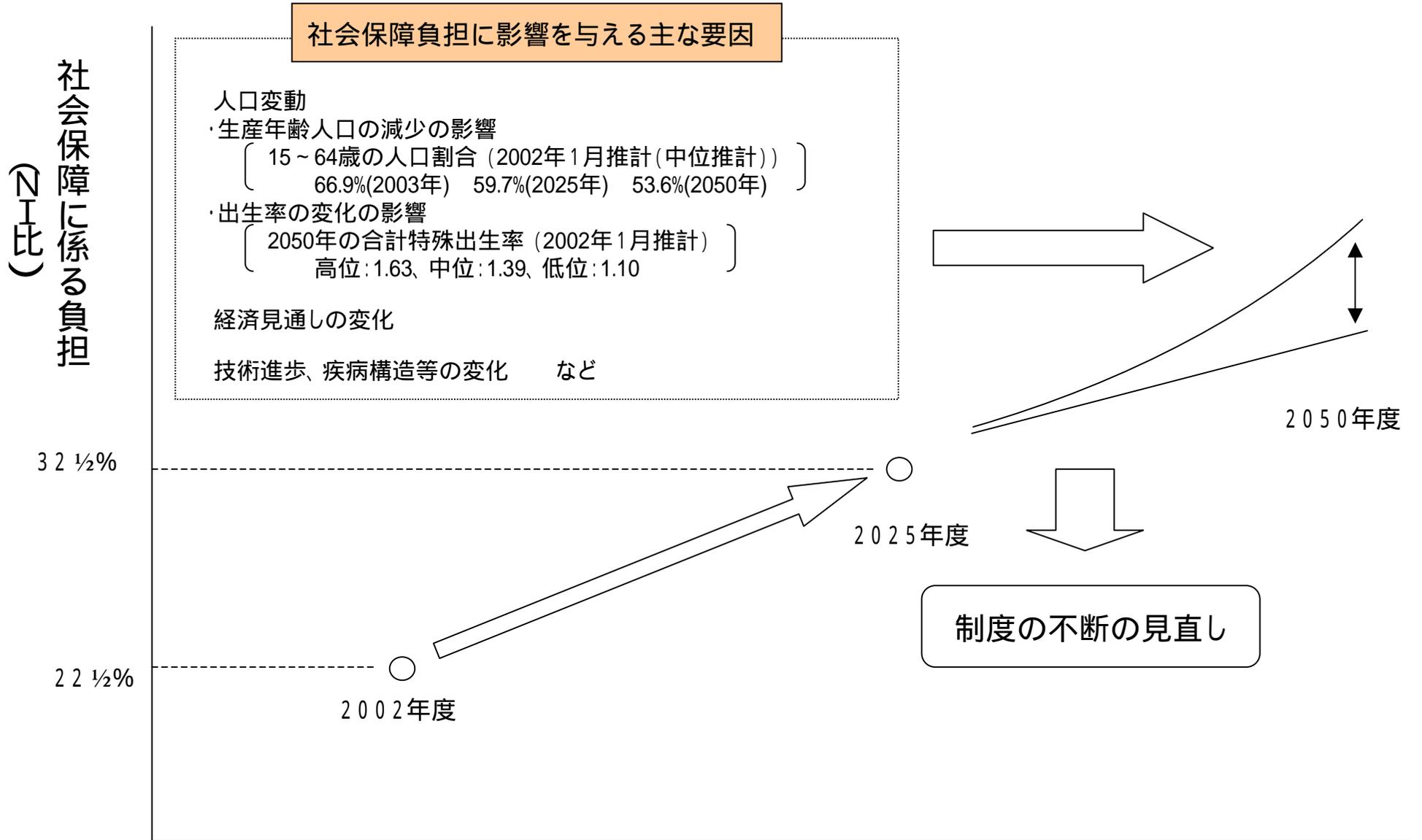
(注1)「年金改革の骨格に関する方向性と論点」の影響を反映した推計の経済前提は、「社会保障の給付と負担の見通し(平成14年5月)」の前提と合わせ、「方向性と論点」のケースA(2008年以降、物価上昇率1.5%、賃金上昇率2.5%、運用利回り4.0%。「方向性と論点」における基準ケースと比べて各指標が高めの前提となっている。)を用いている。また、保険料固定方式については、実績準拠法、名目年金額下限型の場合を代表例として用いている。

(注2)「方向性と論点」の影響を反映した推計においては、直近の国民年金及び厚生年金の被保険者や厚生年金基金加入者の動向を反映しており、給付と負担の両面でその影響が生じている(このため、給付水準維持方式の場合でも給付額が異なっている)。

(注3)平成14年5月推計では、平成11年財政再計算の財政見直しによる保険料引上げ計画に基づき段階的に保険料(率)を引き上げた後、2025年度以降の保険料(率)が一定となる水準まで一度に引き上げる前提での計算となっているのに対し、「方向性と論点」の影響を反映した推計では、最終保険料(率)に達するまで保険料引上げを毎年度小刻みに行う前提での計算となっているため、給付水準維持方式の場合では厚生年金は2025年時点ではまだ最終保険料率に達していない(基礎年金国庫負担割合1 / 3の場合:2025年時点では22.03% 最終保険料率2035年度以降25.5%、基礎年金国庫負担割合1 / 2の場合:2025年時点では21.37% 最終保険料率2028年度以降22.4%)ことに留意が必要である。

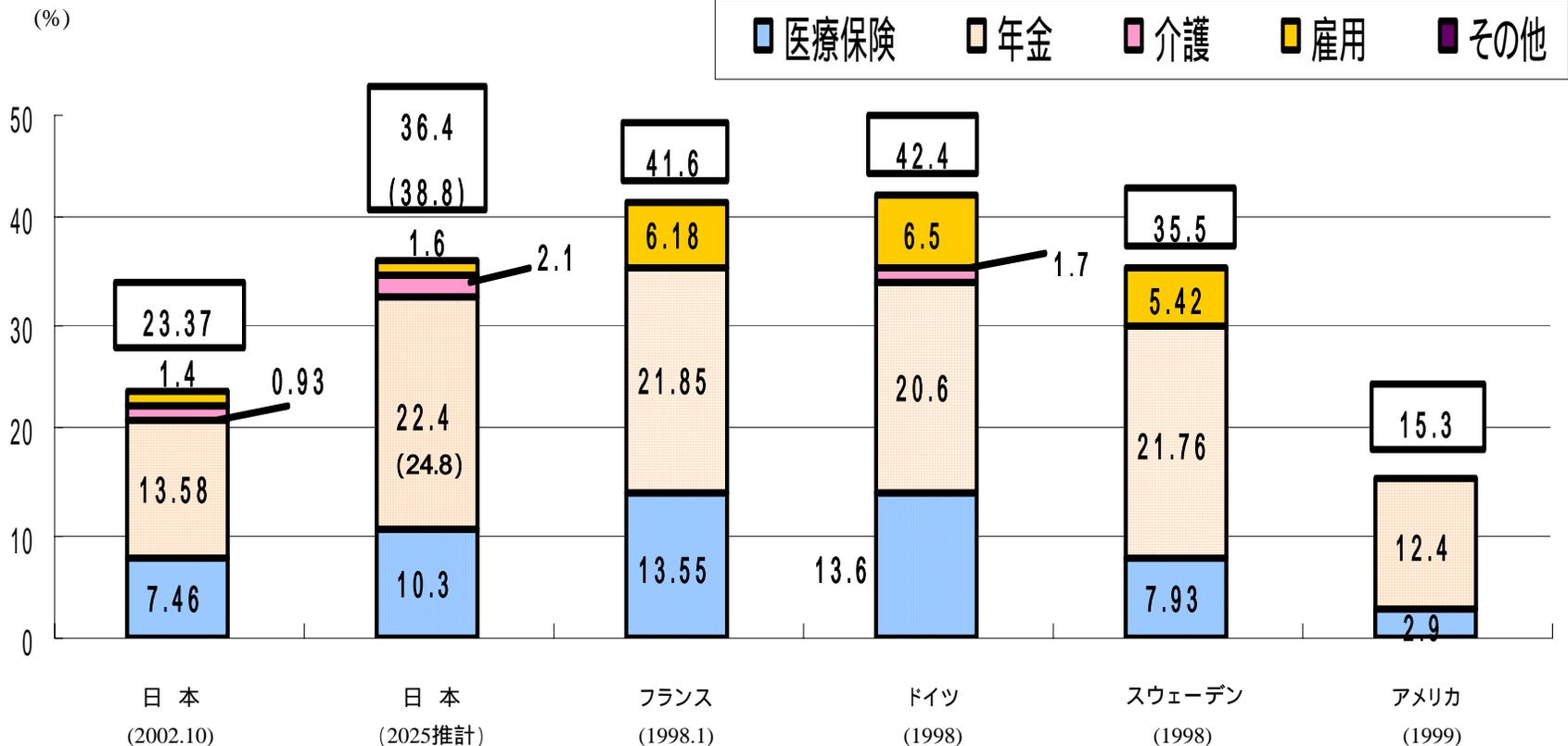
(注4)( )内の数値は対国民所得比(%)である。

# < 2025年度以降における給付と負担(イメージ) >



# 被用者の社会保険料率の国際比較

現在の我が国の被用者の社会保険料率は約23%で、高齢化や年金制度の成熟化の進んだヨーロッパ諸国と比較すると低い水準。2025年には約36%となるが、現在のヨーロッパ諸国と同程度の水準



資料：厚生省「平成11年版厚生白書」（日本については2002年10月現在の数字に更新したほか、2025年の数字を推計）

注1) 保険料率は、総報酬ベースである。

2) 日本(2025年推計)の保険料率は「社会保障の給付と負担の見通し(平成14年5月)」を基に推計

3) 日本(2025年推計)の年金保険料率は、基礎年金国庫負担割合1/2のケース(( )内の数値は1/3のケース)である。

4) フランスの「年金」には寡婦保険、家族給付を含む。

# 社会保障制度に関する意識調査

負担増について「やむを得ない」とする者の割合は減少  
負担増を「好ましくない」とする者の割合が増加

【平成14年度 国民生活選考度調査】

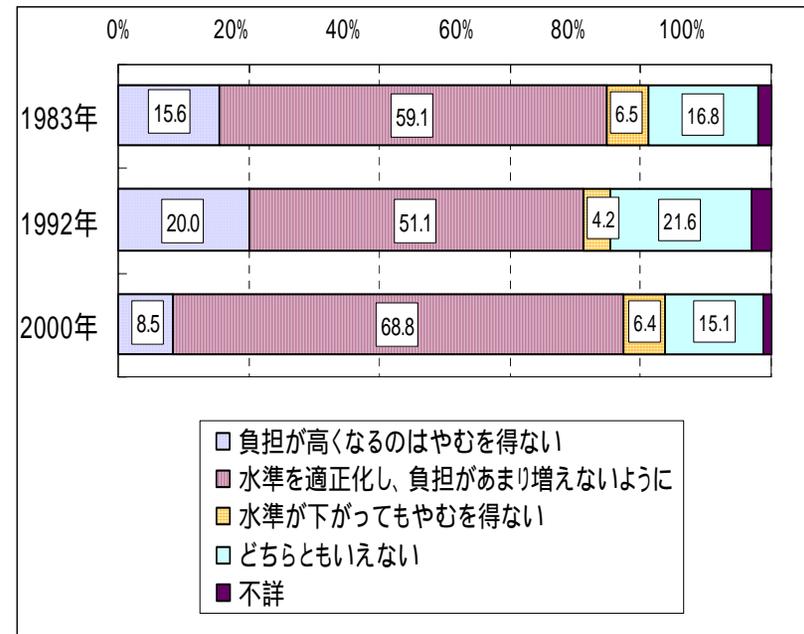
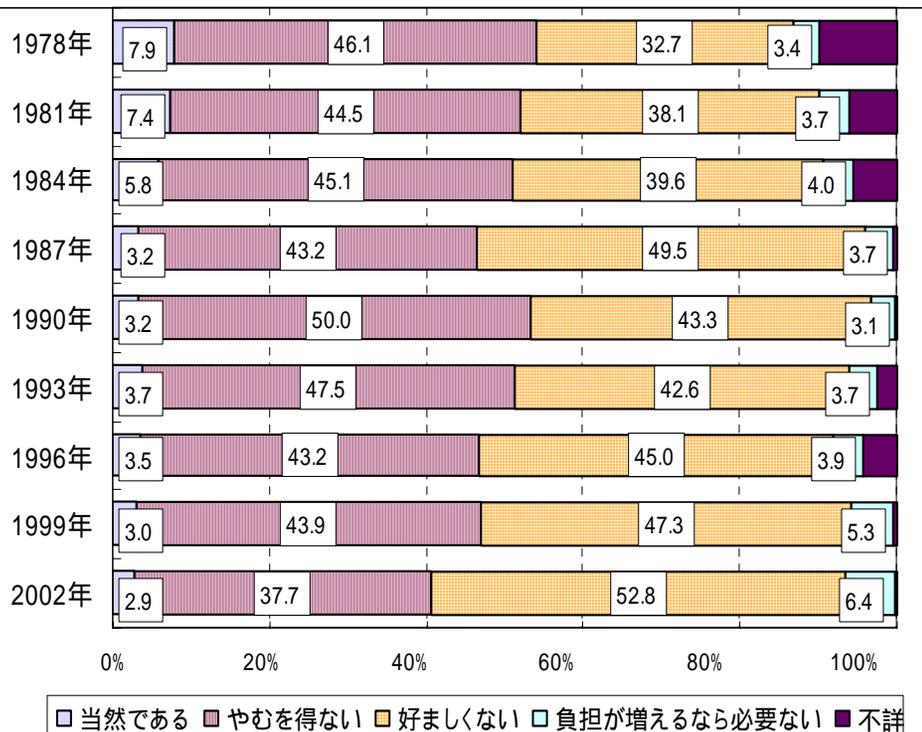
(平成15年3月 内閣府国民生活局)

「社会施設を整備したり、老齢年金や国民健康保険などの社会保障を積極的に充実したりするためには、ある程度税金など個人の負担が増加してもやむを得ない」という考えについてどう思いますか。

【社会保障に関する意識等調査報告書】

(平成12年 厚生労働省)

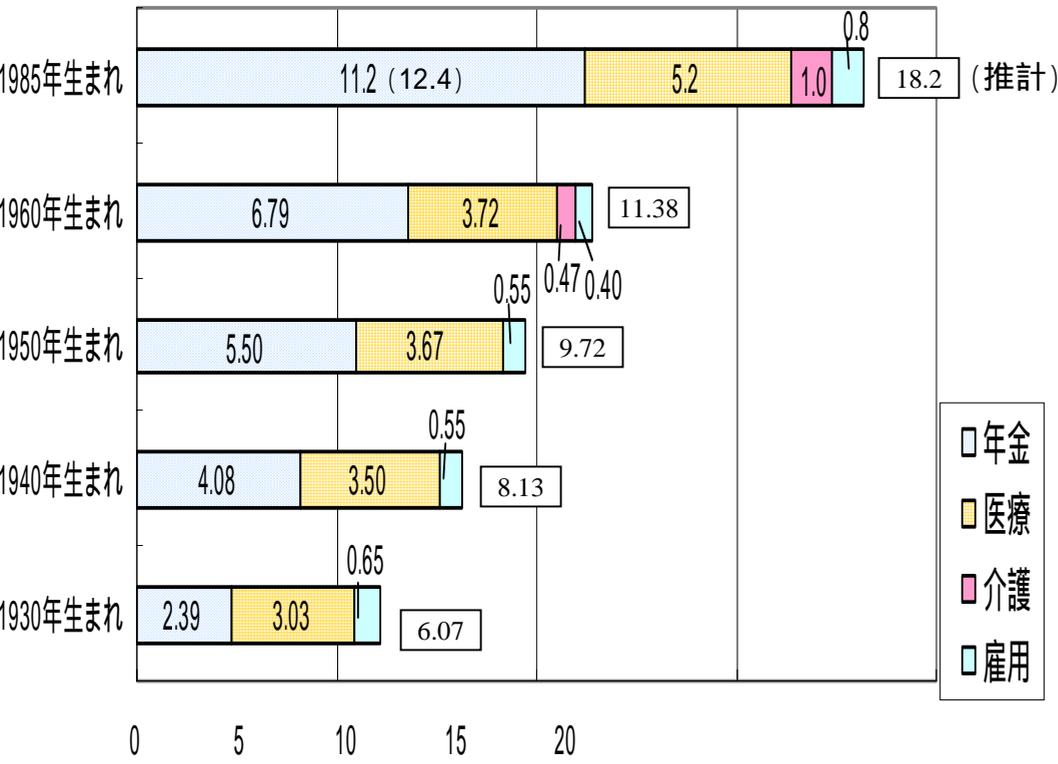
「社会保障の給付と負担について」



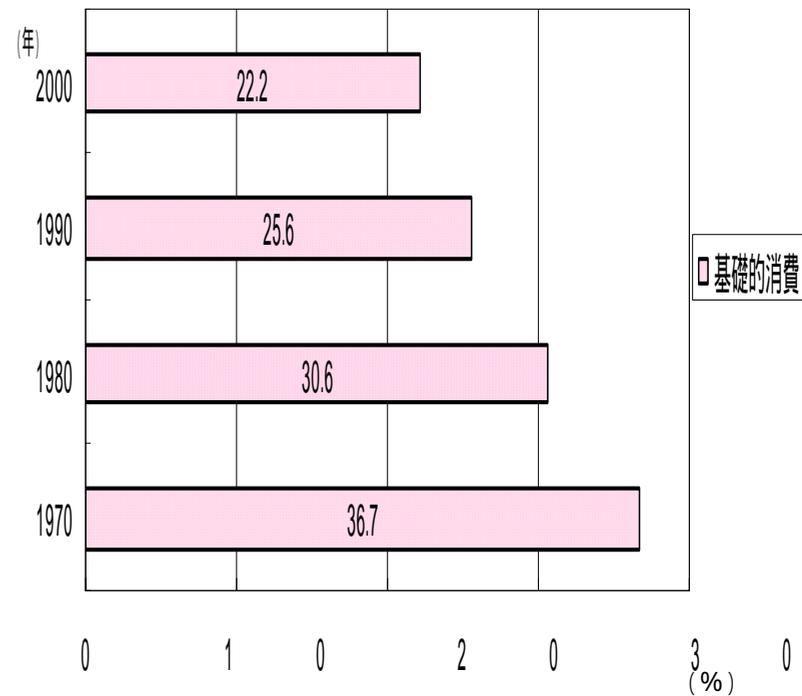
# 世代別の保険料率の比較

急速な人口構造の変化等により、世代による負担水準の格差は拡大  
ただし、家計支出の構造が異なっていることにも留意が必要

### 40歳到達時点の全年代給与所得者の平均保険料率



### (参考) 家計支出に占める基礎的消費割合の推移

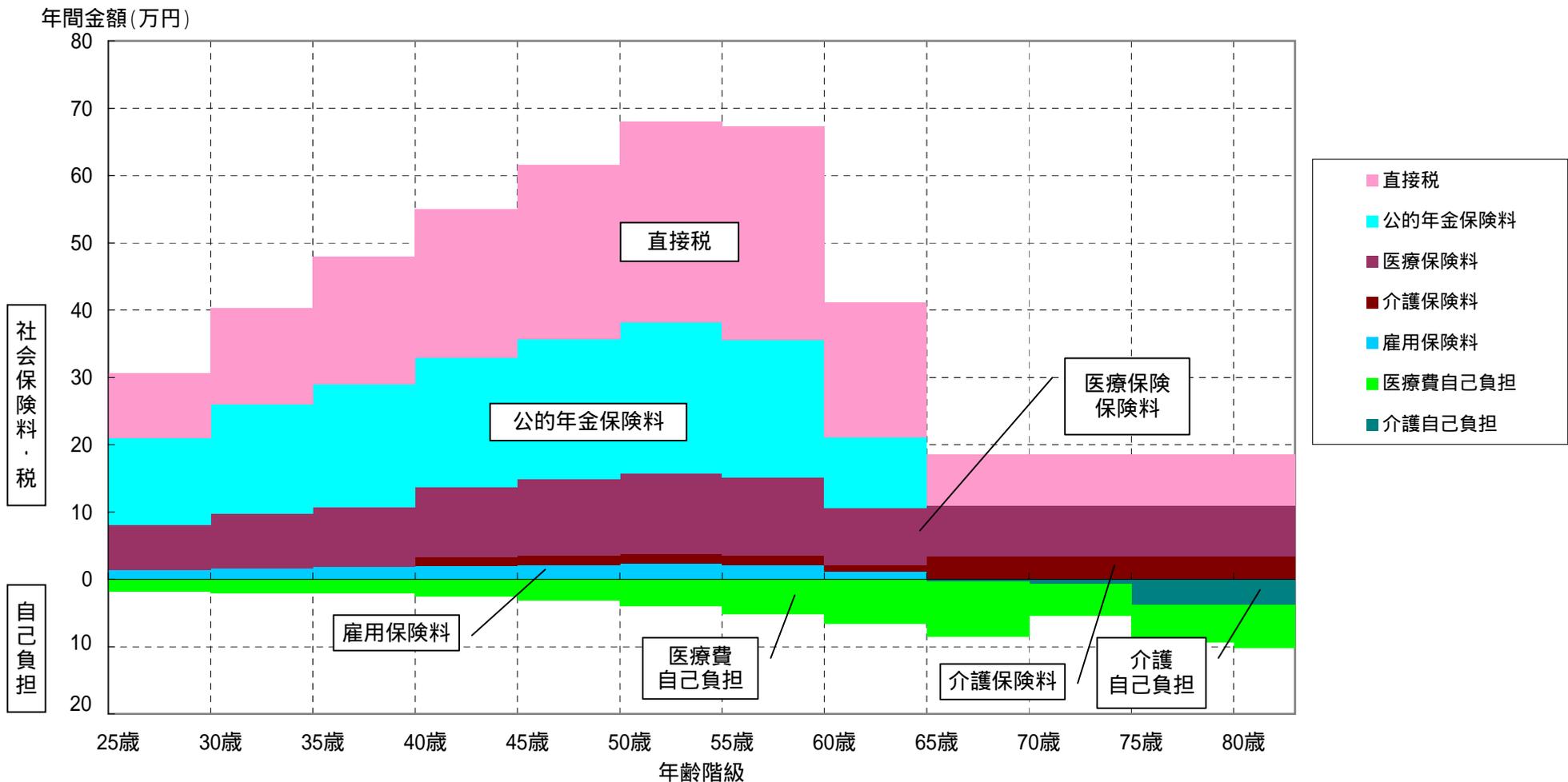


出典：厚生労働省調べ  
 注1：保険料率は事業主負担分を控除した被用者負担分のみ  
 2：保険料率は標準報酬ベースを総報酬ベースに置き直したもの  
 年金：厚生年金の保険料率。賞与月数割合を3.6ヶ月分と仮定して試算  
 医療：政府管掌健康保険の保険料率。賞与月数割合は1.9ヶ月分と仮定して試算  
 介護：政府管掌健康保険(介護分)の保険料率(第2号被保険者)〔平成13年1月～〕  
 試算のベースは医療と同様  
 3：1985年生まれの保険料率は「社会保障の給付と負担の見通し(平成14年5月)」を基に推計  
 4：1985年生まれの年金の保険料率の( )内の数値は基礎年金国庫負担割合1/3のケース

出典：総務省「家計調査」  
 注1：勤労者世帯  
 2：「基礎的消費」は「食料」、「光熱・水道」、「家具・家事用品」、「被服及び履物」の合計額

# ライフサイクルにおける負担

社会保険料や税(直接税)の負担は、就労期に所得の増大とともに増大  
ライフサイクルを通じ、特定の時期に過重な負担とならないよう、負担の平準化を図る必要



税としては、上記の直接税の他、間接税の負担がある

(注) 第10回審議会提出資料(資料2 P2「ライフサイクルでみた社会保険及び保育・教育等サービスの給付と負担」)を基に、勤労者世帯(25~64歳)及び高齢夫婦世帯(65歳~)の平均的な1人当たりの負担額を算出。

## 年金、医療、介護における公費負担

年金、医療、介護の財政方式は社会保険方式であるが、財源については、社会保険料を中心としつつ、一定の公費が投入されている。

(公費負担の割合)

年 金	医 療	介 護
<p>(基礎年金) 給付費の 1/3</p> <p>平成 12 年改正法附則において 「当面平成 16 年度までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担の割合の 1 / 2 への引上げを図るものとする」と規定されている。</p>	<p>(政管) 給付費の 13% 老健拠出金の 16.4%</p> <p>(市町村国保) 給付費の 50% 老健拠出金の 50%</p> <p>(老人医療) 給付費の 34% (注) 拠出金中の公費と合わせると給付費の約 47% (15 年度予算)</p>	<p>給付費の 1/2 (国庫負担 1/4) (地方負担 1/4)</p>

(注) 公費負担割合は平成 14 年 10 月に 34%とし以降 1 年ごとに 4%ずつ引き上げ、平成 18 年 10 月に 50%とする。(ただし、一定以上の所得の者に係る医療費は、公費負担の対象としない。)

# 諸外国における社会保障財源をめぐる近年の動向

	ドイツ	フランス	アメリカ
制度の財源	<p>医療及び介護については、<u>保険料財源を基本に賄われている</u></p> <p>年金については、<u>保険料財源と税財源により賄われている</u></p> <p>財源の対GDP比(1999年)</p> <p>保険料:19.9%、税:10.0%</p> <p>日本(1999年)</p> <p>保険料:10.6%、税:4.8%</p>	<p>年金、医療等の主要分野において<u>保険料財源が中心となっている</u></p> <p>財源の対GDP比(1999年)</p> <p>保険料:20.6%、税:9.4%</p>	<p>年金については、<u>保険料財源により賄われている</u></p> <p>医療については</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>メディケア(高齢者医療保険)</u>は、パートA(入院費をカバー)は保険料により、パートB(医師の技術料等をカバー)は、高齢者が負担する保険料と連邦政府の一般税財源により賄われている</li> <li>・<u>メディケイド(低所得者向け医療扶助)</u>は、連邦及び州政府の一般財源により賄われている</li> </ul> <p>全国民を対象とした公的医療保険制度はない</p> <p>財源の対GDP比(1995年)</p> <p>保険料:8.7%、税:7.2%</p>
改革の背景と概要	<p>年金保険料率を始めとする社会保険料率は、現時点においても、我が国より相当に高い水準</p> <p>社会保険料率:42.4%(1998年)</p> <p>* 日本:23.37%(2002年10月)</p> <p>1998年に誕生した現連立政権が、<u>環境税改革により社会保険料負担を総賃金の40%以下に引き下げ</u>ことを連立協定で明示</p> <p><u>年金制度において、付加価値税の引上げ((15% 16%)の一部)や環境税改革による</u> <u>税収を財政調整法等により</u> <u>補完的に年金財源に充当</u></p> <p>環境税改革(1999年)</p> <p>電気税の新設、石油税の税率引上げを実施</p>	<p>年金保険料率を始めとする社会保険料率は、現時点においても、我が国より相当に高い水準</p> <p>社会保険料率:41.6%(1998年1月)</p> <p>1991年に、<u>勤労所得や資産性所得を対象とした賦課ベースの広いCSG(一般社会拠出金)</u>を創設</p> <p>(導入時の税収は家族手当に充当)</p> <p>CSGの導入以降税率の引上げを行ってきており、<u>税収を非拠出制年金や疾病保険の財源に充当</u></p>	<p>高齢化の進行により、<u>長期的には年金財政が厳しくなるおそれあり</u></p> <p>1983年の<u>レーガン年金改革</u>において、<u>保険料率の段階的引上げ、支給開始年齢の引上げ、高額所得者に対する年金課税(税収を社会保障信託基金に組入れ)等</u>を実施</p> <p>超党派のメンバーによる「<u>社会保障年金委員会</u>」の2001年の最終報告としての改革案を提案した際、大統領が「<u>保険料の引上げを行わない</u>」、「<u>公的年金の個人退職勘定への一部移行</u>」など6つの原則を提示</p>